

(8) 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
55 人	171,950 千円	27,914 千円	56,117 千円	255,981 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
272,159 円	311,146 円	47 歳	242,025 円	347,576 円	33 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	164,100 円 1級13号
	高校卒	146,800 円 会長が別に定める
専門職	大学卒	191,700 円 体育指導員
	高校卒	円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
		一般職	大学卒	198,500 円	229,400 円	
	高校卒	169,800 円	204,200 円	— 円	— 円	
専門職	大学卒	222,700 円	249,000 円	289,100 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分 (0.655)</td> <td style="text-align: center;">0.835 月分 (0.395)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分 (0.655)</td> <td style="text-align: center;">0.835 月分 (0.395)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.400 月分 (1.310)</td> <td style="text-align: center;">1.670 月分 (0.790)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)	12月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)	計	2.400 月分 (1.310)	1.670 月分 (0.790)
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)										
	12月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)										
計	2.400 月分 (1.310)	1.670 月分 (0.790)											
<p>（注1）勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が0.85月分を超えないものとする。 なお、期末手当相当の支給率は、引き下げの場合に限り変更できるものとする。</p> <p>（注2）（ ）内の数値は、再雇用等職員に適用される支給割合を記載している。</p> <p>職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置</p> <p>（注3）加算措置について再雇用等職員を除く。</p>													
〔令和4年度実績〕													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">56,117,336 円</td> <td style="text-align: center;">55 人</td> <td style="text-align: center;">1,020,315 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	56,117,336 円	55 人	1,020,315 円							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
56,117,336 円	55 人	1,020,315 円											
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 （注）再雇用等職員にはこれを支給しない。 〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給額 1,693,242 円												
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7,239,812 円</td> <td style="text-align: center;">46 人</td> <td style="text-align: center;">157,387 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	7,239,812 円	46 人	157,387 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
7,239,812 円	46 人	157,387 円											

区分	内 容					
	対象職員	支 給 月 額				
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長	給料月額16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額			
		施設長	50,000 円			
		事務局次長	30,000 円			
		リーダー 主幹 施設次長	20,000 円			
(注) ただし、再雇用等職員については、支給しない。						
〔令和4年度実績〕						
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額		
		3,420,000 円	11 人	25,909 円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない			
		イ 子	10,000 円			
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算			
		〔令和4年度実績〕				
				支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
				6,085,200 円	25 人	20,284 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給			
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
		〔令和4年度実績〕				
				支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		3,294,900 円	12 人	22,881 円		

区分	内 容						
	対象職員	支 給 月 額					
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>				
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給				
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)				
		エ 駐車料金を負担している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると事務局長が認める公署に勤務する職員に支給(1か月あたり1,000円を上限とする。) 《指定公署》 <table border="1" data-bbox="959 981 1393 1115"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 本庁のうち、所在地が右欄のもの</td> <td>鳥取市東町一丁目220</td> </tr> </tbody> </table> (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)	公署	所在地	(1) 本庁のうち、所在地が右欄のもの	鳥取市東町一丁目220
		公署	所在地				
		(1) 本庁のうち、所在地が右欄のもの	鳥取市東町一丁目220				
	オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給					
[令和4年度実績]							
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額				
	4,499,700 円	48 人	7,812 円				
体育指導員手当	会長が別に定める体育指導員	※令和4年度新設 体育指導員手当の額は、給料月額に15/100を乗じて得た額を支給する。 [令和4年度実績]					
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額			
		3,374,100 円	8 人	35,147 円			

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
会長	150,000 円	該当なし	
専務理事	315,100 円	6月期 1.050 月分 12月期 1.050 月分 3月期 一月分	
理事	— 円	該当なし	会議出席報酬(会長及び常勤役員は除く) 1回当たり3,000円 (理事、監事) 監事報酬 1日当たり30,000円
監事	— 円		

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,442,908 円	1 人	370,242 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,800,000 円	1 人	150,000 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正	
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	一般職 大学卒 164,100円 一般職 高校卒 146,800円 専門職 大学卒 191,700円	一般職 大学卒 160,100円 一般職 高校卒 142,800円 専門職 大学卒 188,700円	給料表の改正に伴う変更
勤勉手当	6月 0.835月分 12月 0.835月分 (注) 勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が0.85月分を超えないものとする。なお、期末手当相当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。	6月 0.760月分 12月 0.760月分 (注) 勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が0.775月分を超えないものとする。なお、期末手当相当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定
体育指導員手当	体育指導員手当の額は月額給料に15/100を乗じて得た額とする。	—	昇給等の基準を明確にするとともに、専門能力及び業務の特性を給与に反映させるため体育指導員手当を新設

(2) 適用日

令和5年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和4年11月18日（勤勉手当）

令和4年4月1日（体育指導員手当） ※令和4年8月9日施行